

会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、県民が県政に対する理解と信頼を深めることができるよう、県の諸施策の形成及び推進の過程において開催される会議を公開し、もって公正で開かれた県政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、県の長期計画、基本計画及び主要事業について議題とする会議であって、知事等が当該会議の設置及び運営に関する規程を定め、それに基づいて開催する会議とする。

ただし、附属機関等の管理に関する要綱に規定する附属機関及び協議会等の会議を除く。

3 会議の公開、公開の方法及び会議開催の事前周知

附属機関等への県民参加の促進に関する指針（令和5年3月20日企画財政部長決裁）3（3）の例により行う。

4 会議記録等の公表

（1）公表の方法

会議を公開した場合は、会議資料や県政運営における意思決定に至る過程（以下「意思決定過程」という。）が確認できる記録等に関する文書又は電磁的記録（以下「文書等」という。）を各課所において閲覧に供し、かつ、当該情報を県のホームページに掲載して行うものとする。

会議を公開しなかった場合においても、会議の要旨として会議結果等を取りまとめ公表するものとする。

（2）公表の時期

（1）の公表は、会議記録作成後、速やかに行う。

5 その他

この指針の運用に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この指針は、平成16年6月23日から適用する。

附則

この指針は、令和5年10月1日から適用する。